

国民健康保険税のお知らせ

●納税通知書内の『賦課決定明細』の見方

前ページの「国民健康保険税の算出方法」に基づいて計算された国保税が、納税通知書内の「西原町 国民健康保険税 賦課決定明細」に表示されています。それぞれ「医療給付費分」、「支援金分」、「介護納付金分(40歳～64歳)」の合計が年税額となります。

医療給付費分	
内訳	金額(円)
所得割	750,000
(7.00%) 所得割額(A)	52,500
均等割額	17,000
(均等割額) 均等割額(B)	17,000
平等割額	20,000
(平等割額) 平等割額(C)	20,000
合計	89,500
軽減措置	0
(軽減措置) 軽減措置(D)	0
前年度繰上納付金	0
(前年度繰上納付金) 前年度繰上納付金(E)	0
前年度繰下納付金	14,917
(前年度繰下納付金) 前年度繰下納付金(F)	14,917
減免	0
(減免) 減免(G)	0
合計	74,583

世帯の所得により決まる税額を表示しています。「所得割標準額」は世帯員の前年度合計所得額で、それに所定の割合を計算した金額が(A)に記載されています。

4月1日時点の世帯員の人数に所定の金額をかけた金額が(B)に表示されています。※途中で社会保険等に加入した場合は(H)で減額します。

世帯の所得が一定額以下の場合、均等割額・平等割額が軽減されます。『**低所得者世帯への軽減について**』参照) 該当する場合には(E)、(F)に軽減された金額の表示があります。

4月1日以降に転出や社会保険等に加入したために、保険税が減額になる場合、(H)に減額になる金額が表示されます。

●非自発的失業者に対する国保税の軽減について

平成22年度から、解雇、倒産などによる離職や雇い止めなどにより離職した人を対象にした国民健康保険税の軽減措置が始まりました。対象となる方は、窓口で手続きしてください。

雇用保険受給資格者証 (第1面)				
1. 支給番号	2. 氏名			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 退職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限		

平成25年度中にすでに申請した方は、再度手続きする必要はありません。

『11. 離職年月日』が **平成21年3月31日以降(その時点で65歳未満)** で、
『12. 離職理由』コードが **11・12・21・22・23・31・32・33・34** のいずれかに該当する場合
※「**高齢受給資格者**」や「**特例受給資格者**」は非該当となります。

■軽減額算定

国保税は前年の所得により算定されますが(参照:『国民健康保険税の算出方法』)、この制度の対象となる場合には、**前年の給与所得を30/100とみなして**税額を算定します。

■軽減期間

離職の翌日から翌年度末までの期間

■手続に必要なもの

①雇用保険受給資格者証(原本)
②印鑑(認印)

●国保税の減免について

国民健康保険税は前年所得を基に当年度保険税を算出するものです。退職・倒産・営業不振等による**著しい所得減少**などの事情がある場合には、当該年度の保険税を収入の減少率に応じて減免することができます。(※条件があります。詳しくはご相談ください)
※申請がない場合は減免できません。必ず窓口で申請してください。

お問い合わせ 福祉部健康推進課 賦課徴収係 ☎945-4791(内線2504・2505)

●平成26年度国民健康保険税

平成26年4月分から平成27年3月分までの国民健康保険税のことをいいます。年度の途中で加入した場合は、加入した月から平成27年3月分までの国保税が課税されます。(対象年齢は0歳以上75歳未満)

●納税義務者は世帯主です

国民健康保険税は世帯主が納税義務者となります。世帯主が社会保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の被保険者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります(擬制世帯主と呼びます)。この場合、擬制世帯主の所得は保険税の算定には含まれません。ただし、軽減判定の算定には含まれます。

●国民健康保険税の算出方法

下記の項目①、②、③のそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度(4月から翌年3月分)の保険税額となります。

	① 医療分 限度額:510,000円	② 支援金分 限度額:160,000円	③ 介護分(40歳～64歳) 限度額:140,000円
所得割額	*1 所得割算定基礎額の7.00%	*1 所得割算定基礎額の1.95%	*1 所得割算定基礎額の1.35%
均等割額	加入者数×17,000円	加入者数×4,000円	加入者数×5,500円
平等割額	20,000円(世帯毎)	6,000円(世帯毎)	3,300円(世帯毎)

《用語の解説》

- *1 『所得割算定基礎額』:給与所得・公的年金等の所得の**合計所得金額から33万円を控除した額**のこと
- ② 『支援金』:後期高齢者医療制度を0歳以上75歳未満の方が財政的に支援するための保険税で、後期高齢者医療制度の財源(全体の約4割相当分)に充てられます。
- ③ 『介護分』:40歳以上65歳未満の方(介護保険法第2号保険者)は介護保険費分を国保税に含めて支払います。

●国保税の納め方 ※普通徴収と特別徴収で支払方法が分かれます。

普通徴収	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末

※納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。
☆年金天引き以外の世帯は、納付書や口座振替などにより納めていただくことになります。
☆国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。

特別徴収	仮徴収			本徴収		
(年金天引)	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

☆**65歳以上75歳未満の方のみ**の国保加入者世帯は、国保税が**年金天引き**となります。ただし、年額18万円未満の年金受給者の方や、介護保険料と合わせた国保税額が年金額の1/2を超える場合には、年金からの天引きの対象とならず、納付書や口座振替等で納めることになります。
☆窓口で手続きすることで、**年金天引きから口座振替でのお支払いへ変更**することができます。その場合、社会保険料控除は支払った方(口座名義人)に適用されます。

●低所得者への軽減について

世帯の所得が一定の金額以下の場合、条例の定めにより、均等割額・平等割額の7割、5割、2割を軽減する措置が適用されます。

	該当世帯の所得
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+24万5千円×被保険者 以下の世帯
2割軽減	33万円+45万円×被保険者数(※擬主を除く)以下の世帯

※世帯員の中に**未申告者**がいる場合は軽減されません。